九州運輸局メールマガジン 平成２４年８月９日　第１７９号
～九州の明日を拓く運輸と観光～
http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/

◆ 目 次

１ 九州運輸局ホームページアップ情報（８月２日～８月８日掲載分）
・各種情報
・各種手続き
・分野別情報
・報道発表
・お知らせ
２ 九州運輸局セミナー

１　九州運輸局ホームページアップ情報
（８月２日～８月８日掲載分）

各種情報

《入札・契約情報》

◆企画競争実施予定情報の公表
http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/nyusatsu/pdf/koukyou/kikakukyousou_120806.pdf

◆企画競争実施公示（平成２４年８月８日分）
http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/nyusatsu/list2.html#KIKAKU_KOUJI

《行政処分状況》

◆自動車整備事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/jigyousya/seibi/seibi.htm

各種手続き

《海技試験制度・合格者発表》

◆海技試験総合合格発表
http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/kaigisiken/body.htm

分野別情報

《バス・タクシー・トラック》

◆一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する標準処理期間（一部改正）
http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/gyoumu/jidousya_k/file03/bus02_3.pdf

《交通環境対策》

◆各県別低公害車保有台数（平成２４年３月末現在）

http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/toukei/kankyou/teikougai_24_3_31.pdf

------- 報道発表 ----------

◆小学校の先生を集め「海運・海事産業」勉強会の実施
http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/press/pdf/2012-0808-1118.pdf

◆建造量・船価ともに高水準を維持
　～平成２３年度九州・山口（西部）の鋼製船舶造船実績～
http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/press/pdf/2012-0808-senpakusangyoka2.pdf

◆平成２３年度管内モーターボート競争の売上高及び総利用者数について
http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/press/pdf/2012-0808-senpakusangyou.pdf

◆平成２４年「不正改造車を排除する運動」及び「ディーゼルクリーン・キャンペーン」強化月間における街頭検査の実施結果について
http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/press/pdf/2012-0803-seibika.pdf

------- お知らせ ----------

◆平成２４年度第１回自動車運送事業者の無事故表彰について
http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/osirase/file001_022/pdf/2012-0731-hoan.pdf

◆九州運輸局ホームページの閲覧停止について
http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/osirase/file001_022/2012-0811-somuka.htm

――― ２　九州運輸局セミナー ―――――――――――――――――――――

九州運輸局の各課から業務内容等を紹介するコーナーです。
今回は、自動車交通部　自動車監査官です。

自動車監査官は自動車運送に係る事故防止の徹底を期すとともに、運輸の適正を図り、利用者利便を確保するため、運送事業者に対する監査を実施しています。監査の結果、法令違反が判明した場合には、文書警告、自動車の使用停止、事業停止、許可取消などの厳正な行政処分を行うとともに、改善についての命令等の措置を講じています。

この措置を実施するため、また、自動車運送事業者の適正化を図るため、法令違反に対する点数制度を導入しています。例えば旅客自動車運送事業の場合、バスやタクシーの事業者が道路運送法等の法令違反を犯した場合、法令の規定により自動車の使用停止が命じられます。その使用停止の日数１０日車までごとに１点とし、処分日前３年間の累積違反点数が５０点を超えるときは、当該違反行為を行った営業所の事業停止処分を、８０点を超えるときは又はその他の悪質な法令

違反があったときは、事業許可の取消処分を行っています。

また、平成１８年１０月から、運輸安全マネジメントの導入に伴う自動車運送事業関係法の一部を改正する法律が施行されました。
「輸送の安全性を確保すること」は、もとより運送事業者の当然の責務ですが、この改正法の施行により、事業経営者の安全確保義務が明確にされました。
すべての運送事業者は、経営トップから現場の運転者に至るまで輸送の安全が最も重要であることを自覚し、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めなければなりません。

平成２４年４月２９日に関越自動車道において高速ツアーバス事故により、乗客７名が死亡、３８名が重軽傷を負う重大な自動車事故が発生しました。
これを受け、国土交通省においては「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」を設置し、運転時間の基準や交替運転者の配置指針、点呼のあり方、運行管理体制などの高速ツアーバスの過労防止のための対策について検討し、過労防止のための緊急対策をとりまとめました。

その一環として、今夏において高速ツアーバスを運行する貸切バス事業者に対し、緊急対策の実施状況を確認するため、７月２７日と８月８日の２回に渡り、博多駅筑紫口貸切バス駐車場において「一斉点検」を実施しました。７月２７日は９台、８月８日は５台の車両に対し点検を実施しましたが、何れも不適切な点は認められませんでした。

今後とも事業用自動車の事故撲滅とともに、輸送の安全・安心のために努めて参ります。

当日の一斉点検の模様は下記のＵＲＬからご覧になれます。
http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/mail_magazine/pdf/photo/photo_179_2.pdf

【自動車交通部　自動車監査官】

////////　編集部より　//
立秋・・・８月７日は立秋で、暦の上では秋になりました。
でも、真夏の太陽が照りつけ厳しい暑さが続いています。
寝不足が続き、夏バテしていませんか？

オリンピックでの日本人選手は、目覚ましい成績を残しています。

サッカー、水泳、卓球、フェンシング、バレーボール、バドミントン・・・。
勝利へのひたむきな姿、肩を落とす姿、そして喜びを爆発させる姿は、見る者の胸を熱くします。
このような熱さならいつでも歓迎です。

明るい話題が少ない昨今、選手の姿は日本中を盛り上げてくれています。
この勢いで沈滞したムードを一掃して欲しいものです。
頑張れニッポン！！　頑張れ、みんな！

いつも九州運輸局メールマガジンをご覧いただき誠にありがとうございます。
編集部では、運輸と観光行政に関する取組や話題、イベントの案内、地域の情報等、本メールマガジンへの掲載記事を広く募集しています。お気軽にご投稿ください。
来週のメールマガジンはお休みします。次号は８月２３日の予定です。
//

■九州運輸局メールマガジンのバックナンバー閲覧はこちらから
http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/mail_magazine/top.html
■九州運輸局メールマガジン編集部（九州運輸局総務部内）
mail : mm-kyushu@qst.mlit.go.jp
Tel　: 092-472-2312　Fax : 092-471-7192